

第 1 1 回利根町自治基本条例検討委員会 議事録

会議名	第 1 1 回利根町自治基本条例検討委員会	
日時	令和元年 10 月 18 日（金） 午前 10 時 00 分から正午まで	
場所	利根町役場 4-A 会議室	
出席者	委員	坂野委員長，加藤委員，市川委員，船川委員，新井委員，蓮沼委員，飯塚委員，加川委員，鈴木（弘）委員，吉岡委員，大越委員，菅沼委員，寺島委員，鈴木（亜）委員
	事務局	企画課 川上課長、藤波課長補佐，鈴木係長，高野主査，東主任，栗原主任
欠席委員	手塚副委員長，猪鹿月委員	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 参加及び協働の定義について 3 参加と協働について 4 次回の開催日について 5 そ の 他 6 閉 会 	
配付資料名	<p>第 1 1 回利根町自治基本条例検討委員会 次第</p> <p>資料 1 ワークショップ意見一覧</p> <p>資料 2（仮称）利根町自治基本条例 参加及び協働の定義（素案）</p> <p>資料 3（仮称）利根町自治基本条例 参加，協働について</p> <p>資料 4 自治基本条例他市町村比較表 参加と協働</p>	
議事内容	次ページ以降の通り	

	<p>1 開会 (事務局が資料確認)</p> <p>2 参加及び協働の定義について (事務局より「資料1：ワークショップ意見一覧」及び「資料2：(仮称)利根町自治基本条例 参加及び協働の定義(素案)」に基づき説明)</p>
委員長	<p>事務局の趣旨としては、分かりやすさという観点から、定義については簡潔な文章で定め、詳細な内容については、「参加」ないしは「協働」の節や項を設けて、それぞれの条文で定めるのがいいだろうということである。</p> <p>では、まずは「参加」の定義から検討していきたいと思う。資料2の「参加」の定義について、何か質問、意見等はあるか。定義は、非常に重要な部分になるので、一人ずつ意見を伺いたい。</p>
委員	<p>簡潔にまとめられていて、いいと思う。</p>
委員	<p>簡潔な方が分かりやすいので、このままでいいと思う。</p>
委員	<p>事務局の趣旨のとおりで、これでいいと思う。</p>
委員	<p>調べたところ、「参加」には、「行動する」という意味も含まれているとのことだったので、「町民が主体的に関わること」を「町民が主体的に行動すること」としても、いいのではと思った。</p>
委員	<p>「町の政策立案～過程において」という文章は、限定的なのではと感じた。</p>
委員	<p>この定義でいいのではないかと思う。加えるのであれば、「町民が主体的に関わることをいいます」の部分で、「町民が主体的に関わり、意見が反映されること」とし、主体的に関わることで何ができるのかということまで、盛り込むのもいいのではと思う。</p>
委員	<p>「町民が主体的に関わる」という部分で、政策立案や評価に町民がどこまで関わるのか、関わればいいのかというのが、分かり難いと感じた。</p>
委員	<p>私も「町の政策立案～過程において」の部分は、限定的に感じるので、少し変えた方がいいと思う。</p>
委員	<p>最初は、これでいいなと思っていたが、他の委員の意見を聞くと、「主体的に関わる」の部分は、少し変えた方がいいのではとも思った。</p>
委員	<p>この文章で、内容については理解できる。表現が限定的との意見があったが、逆にこの文章をどう変えればいいのかと考えると、私には分からない。それであれば、こ</p>

	<p>の文章でいいのではと思う。</p>
委員	<p>私は、これでいいと思う。「～評価等の過程」ということで、「～等」と入っているので、この後のそれぞれの項の内容と合わせて、網羅されていくのだろうという印象を持った。</p>
加藤	<p>少し気になる点は、「政策立案」という言葉の概念についてである。一般的に、政策の実施にあたっては、町にどのような課題があるのかという「課題設定」から住民の参加が始まり、具体的な政策が企画立案され、実施されていく。これを考えると、「政策立案」ではなく「政策形成」という言葉を使った方がいいのと思う。また、「政策」と「施策」という言葉についても、あえて分けて使う必要があるのかという疑問がある。確かに、本来の意味で考えると、「政策」と「施策」は厳密には違う意味の言葉であるが、他の自治体の例を見ると、「政策」という言葉でまとめられていることが多いと思う。「政策」と「施策」に分けると、逆に紛らわしくなり、一般の町民が読むと誤解を招く可能性もあるので、「政策」という言葉にまとめた方がいいと思う。</p>
委員長	<p>まずは加藤委員からの意見について、議論していきたいと思う。一般的に政策過程には、「課題設定」、「政策立案」、「政策決定」、「政策実施」、「評価」の5つの過程があるといわれている。これらの内、「課題設定」と「政策立案」を合わせて「政策形成」ということが多いが、資料2の文章では「政策立案」となっており、「課題設定」の過程が含まれていないので、「政策形成」という言葉に変えた方がいいのではないかと、というのが一つ目の加藤委員の意見である。二つ目の意見が、「政策」と「施策」の言葉について、分ける必要があるのだろうかという意見である。「政策」と「施策」については、使い分けている意図について、まずは事務局より説明願いたい。</p>
事務局	<p>他の自治体の例を参考とした際に、分けて使っている自治体もあったこと、イメージとして「政策」だけだと限定的な印象を持ったため、ワークショップでの「色々な形での参加」との意見も考慮し、「政策」、「施策」の二つの言葉を使っている。</p>
委員長	<p>学問的にはどのように考えられるのか、加藤委員より説明いただきたい。</p>
加藤	<p>「政策」とは、「目的」であるといえる。こういった町にしたい、こういう課題をこう解決したいという方針、ビジョンが「政策」であり、その「目的」を達成するための手段、方法が「施策」や「事業」である。利根町を含め多くの自治体で策定されている総合計画でも、多くの場合は「政策－施策－事業」という体系で作られている。</p>
委員長	<p>加藤委員からの説明について、質問等はあるか。</p>
市川	<p>よく「PDCA」という言葉を聞くのだが、それとは異なるものなのか。</p>

加藤	<p>「PDCA」は「Plan, Do, Check, Action」というもので、どちらかという、委員長からの話にあった政策過程における、課題設定や実施、評価等といった過程を表すものである。</p>
委員	<p>「政策形成」の過程で、「課題設定」と「政策立案」というのがあったが、これについて、具体的な例を挙げて説明いただきたい。</p>
加藤	<p>利根町にも多くの課題があると思う。それらの課題の中で行政として解決すべき課題とは何なのかを検討するのが「課題設定」である。例えば、「子どもの貧困」という課題があったとすると、まずは、その課題が行政として、課題設定、政策立案を行い、解決すべき課題なのかどうかを検討しなければならない。この段階が「課題設定」である。次に「子どもの貧困」ということについて、行政や多くの住民が課題であると認識する段階になると、それを解決するための計画策定や、条例の制定等、具体的なプランを作っていくことになり、それが「政策立案」である。</p>
委員長	<p>では、議論に戻らせていただく。「参加」の定義については、いくつかの意見が出されている。加藤委員からは、「政策立案」を「政策形成」という言葉に変えた方がいいのではという意見、「施策」という言葉を「政策」にまとめた方がいいのではという意見の二点が出されている。その他に、内容が限定的ではないか、内容が分かり難い、「行動する」という内容を入れた方がよいとの意見が出されている。</p> <p>まずは、加藤委員の「政策立案」を「政策形成」という言葉に変えるという意見について、議論していきたいと思う。</p>
委員	<p>加藤委員の話聞き、納得した。言葉を整理すると、確かに「政策形成」の方がいいと思う。また、内容が限定的との意見があったが、「政策立案～評価等の過程において」は言い換えれば「町政に関すること」といえると思うが、「町政に関すること」では内容が拡大しすぎてしまうので、政策形成や評価といった過程については、明らかに示しておいた方がいいと思う。</p>
委員	<p>私は、言葉を変えるよりも、この定義自体が必要ないのではとも思っている。「町政」では広くなりすぎるとの意見があったが、逆に定義では広くし、具体的な条文の方で詳細に定めるという方がやりやすいのかなと思う。「政策形成」の過程といっても、町民には分かり難く、伝わらないのではと思う。あくまで「町政」として、「町全体のことについて参加してください」という呼びかけの方がいいなと思う。ただ、「政策立案」と「政策形成」のどちらがいいかということであれば、「政策形成」の方がいいとは思う。</p>
委員長	<p>他に意見のある方はいるか。もし、加藤委員の意見に異論がないということであれば、言葉としては「政策形成」とさせていただきたい。</p> <p>(一同了承)</p>

委員長	次に、「政策」と「施策」についてであるが、加藤委員に確認だが、「政策形成」という言葉を入れた場合、「施策」については削除するということでよろしいのか。
加藤	厳密に言えば「政策」と「施策」は違う意味になるが、ここではそこまでの厳密さは求められていないと思う。「政策」、「施策」、「事業」等の色々な概念を盛り込みすぎても、分かり難くなるので、「政策」という言葉にまとめてしまっても問題ないと思う。
委員長	そうすると、「町の政策形成、実施及び評価等の過程において」という文章でよろしいか。
加藤	はい。
委員長	では、この意見について何か質問、意見等はあるか。
委員	私も、「政策」にまとめた方が分かりやすいと思う。 一つだけ伺いたいのだが、条例の中で「参加」についての章ないしは節というのは設けないのだろうか。
委員長	それについては、後で議論しようと考えていたのだが、定義は簡潔にし、詳細は後の条文で定めるというのが、事務局の意見である。先ほど、もっと分かりやすくした方がいいのではないか、あるいは、ワークショップでは「意見の反映」という内容を入れたいとの意見もあったが、そういった具体的な内容については、他の項、条文で定めるというのが、事務局の考えである。この手法の賛否については、後ほど確認をしたいと考えていたのだが、委員よりそういった話が出されたので、ここで先に確認させていただきたいと思う。事務局の案のとおり、定義は簡潔に、具体的な内容は他の条文で規定するという案について、何か意見等はあるか。無いのであれば、事務局の考えのとおりとさせていただきます。 (一同了承)
委員長	では、そのようにしたいと思う。合わせて、「政策」と「施策」についても、特に反対の意見等がないのであれば、加藤委員の意見のとおり「政策」にまとめるということにしたいと思う。 (一同了承)
委員長	次に、内容が限定的なのではないかとの意見についてであるが、何か意見等はあるか。
委員	先ほど、内容が限定的との意見を出したが、他の委員の話聞き、仮に定義するのであれば、加藤委員が提案した文章がいいと思う。「政策形成」という言葉に変わっ

	たことで、印象が変わってきたという気がする。
委員長	先ほど委員から、「主体的に行動する」という方がいいのではとの意見があったが、これについては加藤委員いかがか。
加藤	「行動する」という内容については、条例解釈に入れればよいのではないかと思う。「関わる」と「行動する」を比べると、「行動する」というのが間違っているわけではないが、「参加」のイメージに近いのは「関わる」だと思うので、「関わる」の方がいいと思う。
委員長	法制的な観点から飯塚委員の意見はいかがか。
飯塚	法制的なことを考えると「関わる」かと。「関わる」の方が意味として広いので。
委員長	加藤委員、飯塚委員からあったとおり、「関わる」というと、確かに広い意味になる。作為・不作為と言ったりもするが、積極的に関わる場合もあるし、積極的ではない関わり方というのも実際にはあると思う。そういう意味を踏まえて、「関わる」という言葉が使われることが多いといえる。
委員	町民が、自らアクセスし、関わっていくということを「行動する」と表現した方が、町民の動きとしては、生き生きとしていて、いいと思う。ただ、「参加」という言葉から出てくる表現としては、「関わる」の方がいいのではという気がする。確かに、「行動する」も魅力的ではある。
委員	私も「関わる」でいいと思います。
委員長	では、「関わる」という表現で、決めさせていただいてもよろしいか。 (一同了承)
委員長	「行動する」という点については、そういった意見があったということも踏まえ、条例解釈の方に入れていただきたいと思う。 次に、「参加」の定義について、定義は不要なのではとの意見も出されていたが、これについて意見等はあるか。
委員	「参加」についての章を作るのであれば、ここの定義自体が必要なのだろうかという疑問がある。
委員長	「参加」の定義を無くしてしまうということか。
委員	はい。

委員長	加藤委員の考えはいかがか。
加藤	私は、定義はあった方がいいと考えている。「参加」や「協働」といった言葉を使った際に、多くの町民の方は、それがどういう意味なのかイメージが湧き難い部分があると思う。詳しい内容は後の条文で定めるとしても、条例の最初の方に定義として、「参加」や「協働」の考え方が規定されていた方が、分かりやすいと思う。これくらいの文章の定義は必要なのかなと思う
委員長	では、これは非常に重要な点になるので、一人ずつ意見を伺いたいと思う。
委員	私は、あった方がいいと思う。先ほど限定的という話があったが、「参加」というのは、町の政策形成、実施、評価、ここに特化されてくるものだと思うので、それが定義されている方がいいと思う。
委員	定義は、あっていいと思う。
委員	定義は、あった方がいいと思う。
委員	定義は定めた方がいいと思う。
委員	私も、定義は定めておいた方がいいと考えている。私自身、「参加」と「協働」については、はっきりと峻別できないところがあり、また、前回のワークショップでも色々な意見が出ていたので、条例として、一応「参加」と「協働」はこういうことだというのは、定めておく必要があると思う。
委員	あった方がいいと思う。
委員	定義はあった方がいいと思う。
委員	私も、あった方がいいと思う。
委員	私も、あった方がいいと思う。基本条例として、ここでしっかりと定義しておくことが大事だと思う。これが自治基本条例以外のところでも、「参加」という言葉が出てきた時に、「参加」とはどういうことなのだろうと、自治基本条例に立ち返って考えることが出来ると思うので、定義はむしろ、あるべきだと思う。
委員	あった方がいいと思います。
委員長	では、定義はあった方がいいという意見が多いということで、多数の意見を尊重させていただき、定義は残すということにさせていただく。
委員	一点、確認させていただきたいのだが、「町民が主体的に」とあり、この「主体的」

	<p>という言葉には「自発的」、「能動的」なイメージがあるのだが、やはり「参加」というのは、町民が「自発的」、「能動的」に参加するというのが含まれるものなのだろうか。</p>
委員長	<p>事務局としては、どのような意図で「主体的」と使っているのか。</p>
事務局	<p>「自発的、自主的な参加」というワークショップでの意見を踏まえて、「主体的」としている。</p>
委員長	<p>事務局の意図としては、委員が言われたとおりということである。この内容については、条例解釈の方に入れていただけると、分かりやすくなるのではと思う。</p> <p>では次に、「協働」の定義について考えていきたいと思う。まずは、資料2の文章について、何か質問、意見等はあるか。</p>
加藤	<p>「協働」についての基本的な事項、重要な事項についてはしっかりと組み込まれていると思う。現状の文章でも特に問題ないと思うが、あえていうならば、「地域の課題解決に向けて」あるいは「地域の活性化に向けて」目的を共有するというのを入れてもいいのかなと思う。</p>
委員	<p>私も文章としては、これでいいと思うが、先ほど加藤委員から「政策形成」という言葉について説明していただき、その中には課題や住民のニーズを実現するための施策というところまで含まれるということであった。「参加」の方にそういったことが含まれるのであれば、「協働」にもそういった内容を入れてもいいのではとも思っている。ただ、「政策形成」のような単語が見つからないので、悩んでいる。</p>
委員	<p>これでいいと思う。</p>
委員	<p>分かりやすくいいと思う。</p>
委員	<p>いいと思う。</p>
委員	<p>そんなに難しい言葉もなく、分かりやすく書かれているので、このままでいいと思う。</p>
委員	<p>加藤委員から非常に有意義な提案がなされたと思う。協働にあたっては、行政と町民のそれぞれから、課題解決に向けた提案がされることがあると思う。「地域課題の解決のために」と入れることで、目的を共有することの意味が、よりはっきりすると思うので、「地域課題の解決のために、目的を共有し」とした方がいいと思う。</p>
委員	<p>細かな内容は、この後の条文で入れるということなので、定義はこれでいいと思う。</p>

委員	私は、この文章で、すごく分かりやすいと感じた。
委員	いいと思う。
委員	私も、これでいいと思う。
委員	この文章でいいと思う。「町民及び町が」ということで、「町民」が前に置かれているのが、いいと思う。
委員	いいと思うが、「責任に基づき」という部分が、少し気になった。前回の資料の茅ヶ崎市の例を見ると、「理解」という言葉が使われており、この文章についても、「役割と責任を理解し」の方がいいのかなと思った。もしくは、「基づき」に近い言葉でいうと、龍ヶ崎市のように「下に」かなと。
委員長	今、「それぞれの役割及び責任に基づき」の「基づき」について、「理解し」ないしは「下に」とした方がいいのではとの意見が出された。これについて、他の委員の皆様は、いかがか。
委員	一般的に条例では「基づき」という言葉がよく使われている印象があるので、このままでいいと思う。
委員	言われてみると迷うところがある。「下に」の方が、印象としては柔らかいように感じる。
委員	「理解し」の方が、個人的には分かりやすいなと思う。
委員	このままでいいと思う。
委員	これでいいと思う。
委員	「基づき」でも支障はないように思える。ただ、「それぞれの役割を理解し」という表現もいいかなという思いもあり、迷っている。
委員	「基づき」と「下に」で意味は違うのだろうか。
委員長	意味としては、同じように使われると思う。以前、「町民の役割と責務」の議論の中で、本来であれば「責任」といいたいところであるが、町民に対して責任を負わせるというのは厳しいので、「役割」や「責務」という表現に変えるという話があったかと思う。「基づき」を変えた方がいいのではというのは、これと同じで、町民がこの自治基本条例と共にやっていくんだという心構えであれば「基づき」でも構わないと思うが、それをすべての町民に強制するのは厳しいということであれば、「理解し」といった表現になるのではということだと思う。

委員	柔らかい表現の方がいいのではということであれば、迷うところである。
委員	私は、このままでいいと思う。
委員	柔らかい表現でもいいということであれば、「理解し」の方がいいと思う。
委員	「理解」するということと、「基づき」というのは、同じなのだろうか。
委員長	本来の意味でいえば、違うものである。「基づく」というと、全員共通の土台があるのが前提となるが、「理解し」というと、そういった共通の土台がない人もいるので、そういった人にも理解していただくという、少し弱いニュアンスになる。
委員	最初に「基づき」という文章を読んだので、そういうものだと納得した。ただ、これが最初からそれぞれ「下に」や「理解し」となっていれば、それでも納得しただろうなと思う。
委員	私は、この文章のままでいいと思う。理想を目指しているような文章かもしれないが、しっかりと町民に協働、参加してもらおう上で、町民からの色々な意見、ニーズがあると思うので、互いに同じ目的に向かってこういう姿勢で進んでいくことを目指したいので、このままでいいかなと現時点では考えている。
加藤	私も、このままでいいかなと思っていた。ただ、「協働」となると、町民も主体となって行政と一緒にまちづくりに取り組むことになり、お互いのことを理解した上で行動していくことになるので、「協働」の概念から考えると「理解し」という方が合うようにも思える。
委員長	これについては、実際の文章がないと分かり難いと思うので、最終的には次回、事務局にそれぞれの文章を示していただき、多数決を採りたいと思うが、よろしいだろうか。 (一同了承)
委員長	次に、加藤委員からの提案で、賛同する意見も出されていた、「地域課題の解決に向けて」という言葉を入れるかどうかについて考えていきたい。まずは、文章としてはどのようになるのか。提案者である加藤委員より説明いただきたい。
加藤	「町民及び町が、地域課題の解決に向けて目的を共有し～」となると思う。なぜ目的を共有して協働しなければならないのかということ、地域課題の解決や地域の活性化を目指して、お互いの役割を果たすという形なので、このように入れた方がいいのかなと思っている。

委員長	<p>「地域の課題解決」というのが政策形成上のキーワードであるので、入れた方がいいということである。では、これについて他の皆様の意見を伺いたい。</p>
委員	<p>後に出てくる条文によっては、入れない方がいい場合もあると思う。また、加藤委員から「活性化」というキーワードがあったが、「活性化」というと、まだ余裕があるような印象を受けるのだが、どこの自治体もそうであるが、今はもう「活性化」でできるような状況ではなく、「課題解決」が先なのかなと。それが「活性化」に結びついていくのだと思っている。</p>
委員長	<p>実際に「課題解決」と入れると、その中には「活性化」も含まれるということで、加藤委員の意見にも、その趣旨は入っているものと思う。</p>
委員	<p>あえて入れなくても、次の条文の方で入れた方がいいのではと思う。</p>
委員	<p>私も、このままでいいと思う。</p>
委員	<p>いらないかなと思う。</p>
委員	<p>入れなくてもいいと思う。</p>
委員	<p>定義については、これでいいと思う。条文の方では入れてほしいと思う。</p>
委員	<p>「目的を共有し」とあるが、色々な目的があると思う。ここでいう「協働」の目的というのはどういうものかという一定の枠組みを定めた方が、町民がイメージしやすく、分かりやすいと思う。また、私たち委員が、町民や色々な人たちに向けて利根町の自治基本条例を説明する際にも、「地域課題の解決に向けて」といった文言が入っていた方が説明しやすく、理解してもらえるのではと思う。</p>
委員	<p>定義の中では、必要ないかなと思う。このままでいいと思う。</p>
委員	<p>これでいいと思う。</p>
委員	<p>定義には、いらないと思う。</p>
委員	<p>これでいいと思う。</p>
委員	<p>このままでいいと思う。</p>
委員長	<p>では、申し訳ないが、多数の委員の意見を尊重し、文章はこのままとさせていただきたいと思う。その代わりに、次の条文の方ではしっかりと「地域課題の解決」ということを入れるということにさせていただきたいと思う。</p>

委員長	<p>3 参加と協働について (事務局より「資料3：(仮称)利根町自治基本条例 参加、協働について」に基づき説明)</p> <p>本日は、もう時間がないため、議論については次回の委員会へ持ち越しとさせていただきたいと思う。そこで、次回の委員会に向け、委員の皆様と考えてきていただきたいことがある。それは、「参加」や「協働」に盛り込む項目、内容についてである。事務局からの説明にもあったとおり、資料3はあくまでもワークショップで出た意見を項目にまとめたものであるため、これらの中で不要な項目あるいは足りない項目はあるかということについて、考えていただきたい。</p> <p>4 次回の開催日について 次回の開催日：令和元年11月29日(金)午前10:00からで決定された。</p> <p>5 その他</p> <p>6 閉会 それでは以上を持ちまして第11回利根町自治基本条例検討委員会を終了いたします。お疲れ様でございました。</p> <p style="text-align: right;">以上。</p>
-----	--